

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更する。

提案理由

蓋井島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため。

総合整備計画書（第4次変更）

山口県下関市蓋井島辺地
(辺地の人口 84人 面積 2.32km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

下関市大字蓋井島

字筏石、字影山、字笠松、字からから、字川ノ上、字貴船、字草野山、字桑木添、字乞月、字小白瀬、字下り、字白瀬、字台場、字高野、字田ノ口、字田町、字西ヶ嶽、字鱸居、字宮ノ脇、字向、字村中、字山田、字ヨフガイノ腰、字網ヶ窪

(2) 地域の中心の位置 山口県下関市大字蓋井島字村中75番1

(3) 辺地度点数 267点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

蓋井島は、本市の西6キロメートルの海上にある指定離島であり、平坦地に乏しい丘陵性の地形で、山地が大部分を占めるため、海岸付近の平坦地及びその周辺に比較的まとまった集落が形成されている。

蓋井島漁港漁業集落排水処理施設は、供用開始してから20年が経過し、機械電気設備等の老朽化による不具合が多数発生していることから、安定的な運転を行うため老朽化対策を計画的に推進し、機能回復による長寿命化を図る必要がある。

また、本市では、水銀に関する水俣条約に基づき、令和3年以降水銀を使用した製品の製造、輸出及び輸入が原則禁止となったこと並びに体育館の高天井照明器具の製造が中止となったことを受け、体育館の高天井照明器具のLED化を推進しているため、下関市立蓋井小学校体育館の照明器具の取替工事を実施する必要がある。

さらに、蓋井島保健福祉館は、蓋井島の住民の保健と福祉の増進を図ることを目的とし、へき地保健福祉館として設置された、蓋井島における福祉施策を実現する拠点であり、住民にとって必要不可欠な施設であるが、築50年以上が経過し、施設の内外装の経年劣化が進行しているため、高齢化が進む住民が安全かつ快適に使用できるよう、建物の大規模改修を行う必要がある。

また、本市では、児童及び生徒の熱中症予防等の健康面への配慮並びに意欲をもって学べる学習環境の改善を図ることを目的に、小中学校の特別教室における空調設備の整備を進めており、下関市立

蓋井小学校及び下関市立蓋井中学校においても特別教室に空調設備の設置を行う必要がある。

さらに、蓋井島と本土を結ぶ唯一の公共交通である市営渡船蓋井島航路の吉見側の係留施設である吉見漁港の栈橋は、平成初期の整備から30年以上が経過し、腐食が進んでいるものの、その程度等が把握されていない。蓋井島航路の使用船舶である蓋井丸が利用できる係留施設は吉見漁港内に他にはなく、継続して当該施設を安全に利用していくため、早急に調査を行い、必要な改修を行う必要がある。

また、下関市立蓋井小学校及び下関市立蓋井中学校の共用体育館は、築40年以上が経過し、経年劣化が進行しており、外壁の落下及び雨漏りが発生するおそれがあるため、改修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和9年度まで 6年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名 区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
排水処理施設	下関市	236,500	170,800	65,700	65,700
小学校体育館照明器具	下関市	3,480	0	3,480	3,400
保健福祉館	下関市	118,184	0	118,184	118,100
学校特別教室空調設備	下関市	3,000	0	3,000	3,000
吉見漁港栈橋	下関市	6,000	0	6,000	6,000
学校体育館外壁	下関市	60,622	17,843	42,779	42,700
合 計		427,786	188,643	239,143	238,900

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

じんかい
塵芥収集車を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市佐伯区五日市港三丁目 7 番 1 1 号
いすゞ自動車中国四国株式会社
代表取締役社長 藤 田 哲 也
上記代理人 下関市亀浜町 9 番 5 0 号
いすゞ自動車中国四国株式会社山口支社下関支店
支店長 山 本 哲 夫
- 2 目 的 物 塵芥収集車 2 台
- 3 取 得 価 格 2 3 , 4 0 8 , 0 0 0 円

提案理由

塵芥収集車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

大型し尿等運搬車を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市佐伯区五日市港三丁目 7 番 1 1 号
いすゞ自動車中国四国株式会社
代表取締役社長 藤 田 哲 也
上記代理人 下関市亀浜町 9 番 5 0 号
いすゞ自動車中国四国株式会社山口支社下関支店
支店長 山 本 哲 夫
- 2 目 的 物 大型し尿等運搬車 1 台
- 3 取 得 価 格 3 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円

提案理由

大型し尿等運搬車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

大型塵芥中継車^{じんかい}を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市佐伯区五日市港三丁目 7 番 1 1 号
いすゞ自動車中国四国株式会社
代表取締役社長 藤 田 哲 也
上記代理人 下関市亀浜町 9 番 5 0 号
いすゞ自動車中国四国株式会社山口支社下関支店
支店長 山 本 哲 夫
- 2 目 的 物 大型塵芥中継車 1 台
- 3 取 得 価 格 2 4 , 6 4 0 , 0 0 0 円

提案理由

大型塵芥中継車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

下関市立小中学校のカーテン、暗幕及びカーテンレールを更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 下関市卸新町 1 0 番地 6
株式会社三島商会
代表取締役 藤 井 康 司
- 2 目 的 物 カーテン、暗幕及びカーテンレール（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 2 2 , 7 1 5 , 0 0 0 円

提案理由

カーテン、暗幕及びカーテンレールを取得するため。

別表

区 分	数 量		
	小学校	中学校	合 計
カーテン	3 8 9 枚	1 9 8 枚	5 8 7 枚
暗幕	3 2 8 枚	8 2 枚	4 1 0 枚
カーテンレール	4 3 8 本	1 5 0 本	5 8 8 本

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

下関商業高等学校の学習用タブレット端末を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 山口市駅通り一丁目 7 番 1 4 号
山口視聴覚機器株式会社
代表取締役 河 部 秀 幸
上記代理人 下関市稗田町 7 番 1 号イーストビル 1 0 3 号
山口視聴覚機器株式会社下関営業所
所長 大 村 征 司
- 2 目 的 物 学習用タブレット端末一式（内訳別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 6 2 , 5 0 2 , 0 0 0 円

提案理由

学習用タブレット端末を取得するため。

別表

区分	数量	金額
生徒用	4 9 0 台	4 7 , 4 3 2 , 0 0 0 円
指導者用	5 0 台	1 5 , 0 7 0 , 0 0 0 円
合計	5 4 0 台	6 2 , 5 0 2 , 0 0 0 円

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号
三菱重工業株式会社
取締役社長 伊 藤 栄 作
- 2 目 的 物 土地 下関市長州出島 1 0 番 1 4 ほか 9 筆
1 4 4 , 7 4 4 平方メートル（内訳別表のとおり。）
- 3 売 払 価 格 3 , 0 3 8 , 9 9 3 , 8 0 0 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、売買契約の成立と同時に全額収入する。

提案理由

下関市長州出島の市有地を売却するため。

別表

所在	地番	面積 (㎡)
下関市長州出島	1 0 番 1 4	7, 7 0 0
〃	1 0 番 1 9	1 6, 0 5 0
〃	1 0 番 2 0	2 5, 6 9 5
〃	1 0 番 2 1	1 2, 8 5 3
〃	1 0 番 2 2	1 2, 8 5 9
〃	1 0 番 2 3	1 2, 8 6 5
〃	1 0 番 2 4	1 2, 7 7 3
〃	1 0 番 2 5	1 8, 8 7 4
〃	1 0 番 2 6	1 7, 5 1 6
〃	1 0 番 2 8	7, 5 5 9
合計		1 4 4, 7 4 4

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 5 号

令和 7 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 7 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 7 年度下関市水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	29,306,247,394	891,510,886	760,875,486
議会の議決による処分額	177,644,106		△177,644,106
資本金へ組入れ	177,644,106		△177,644,106
処分後残高	29,483,891,500	891,510,886	（繰越利益剰余金） 583,231,380

提案理由

令和 7 年度下関市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 6 号

令和 7 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 7 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 7 年度下関市工業用水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	458, 076, 294	7, 796, 000	146, 592, 532
議会の議決による処分額			△29, 412, 665
建設改良積立金の積立			△29, 412, 665
処分後残高	458, 076, 294	7, 796, 000	（繰越利益剰余金） 117, 179, 867

提案理由

令和 7 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 7 号

令和 7 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 7 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 7 年度下関市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	22, 953, 164, 504	1, 296, 927, 305	536, 878, 850
議会の議決による処分額	81, 629, 102		△199, 098, 850
減債積立金の積立て			△117, 469, 748
資本金へ組入れ	81, 629, 102		△81, 629, 102
処分後残高	23, 034, 793, 606	1, 296, 927, 305	（繰越利益剰余金） 337, 780, 000

提案理由

令和 7 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 8 号

令和 7 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 7 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 7 年度下関市病院事業会計資本剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 7 年度下関市病院事業欠損金処理計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	1, 849, 418, 860	8, 766, 491	△1, 810, 976, 260
議会の議決による処分数額		△2, 829, 553	2, 829, 553
欠損補填		△2, 829, 553	2, 829, 553
処分後残高	1, 849, 418, 860	5, 936, 938	（繰越欠損金） △1, 808, 146, 707

提案理由

令和 7 年度下関市病院事業会計資本剰余金を処分するため。

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 9 号

令和 7 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 7 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 7 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり
処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2
条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 7 年度下関市ボートレース事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	15,034,151,522	18,863,347	27,989,387,230
議会の議決による処分額			△16,000,000,000
建設改良積立金の積 立て			△2,000,000,000
一般会計への繰出し			△14,000,000,000
処分後残高	15,034,151,522	18,863,347	（繰越利益剰余金） 11,989,387,230

提案理由

令和 7 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を処分するた
め。

